

(別紙2) 特定健康診査における本人からの請求に基づく情報開示に係る取扱いについて

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る保険者と健診等実施機関との契約に関しては、被用者保険による各市町村における国保の実施機関との契約（集合契約B）について、厚生労働省HPにおいて「集合契約における標準的な契約書例」を示しているところ。（なお、被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約（集合契約A）においてもこれを準用することとしている。）

これらの契約書例を用いて契約を行っている場合は、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、契約書例内の、「この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。」の協議に関する条項に基づき、委託元と委託先の間で協議し、①委託先の実施機関が実施した特定健康診査について、実施機関がその結果に係るデータを有している場合には、受診者本人の請求に基づき、当該実施機関が本人に特定健康診査に関するデータを開示することが可能であること、②また、開示を行う場合の費用は、当該実施機関が受診者本人から徴収すること、を確認することが考えられる。

確認にあたっては、委託先の実施機関が、本人からの請求に基づき、直接特定健康診査に関するデータを開示することが可能であることを、委託元と委託先の間で明確にする観点から、厚生労働省HP（※）に示している覚書例を用いて覚書を締結することが望ましい。

（※）<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/info03f-10.docx>

一方、集合契約B及びA以外の、その他の集合契約（市町村国保と地域医師会との契約を含む。）や、市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合については、必ずしも「集合契約における標準的な契約書例」にとらわれる必要はなく、当事者間で自由に定められたい旨をこれまで周知しているところである。

これらの契約の場合は、本事務連絡の別紙1に基づいて、委託契約書に本人からの請求に基づく情報開示に関する事項を記載する対応や、本事務連絡の別紙1の考慮要素も踏まえ、別紙2の覚書例を参考に委託契約書とは別に覚書を締結すること等の対応が考えられる。

